

だいしん未来支店専用普通預金規定

第1条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第18条第3項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第3項第1号から第3号までの一つにでも該当すると当金庫が判断する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条 (口座開設)

- (1) 本規定に同意し、大阪信用金庫（以下「当金庫」といいます。）所定の申込書に必要事項を記入していただき、当金庫所定の必要書類を添えてお申込みください。当金庫がこれを受領し認めた場合に限り、だいしん未来支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）取引口座を開設することができるものとします。
- (2) だいしん未来支店（以下「当支店」といいます。）との取引の開始にあたっては、キャッシュカードおよびテレホンバンキングご利用カード（以下「ご利用カード」といいます。）を発行します。
- (3) 当支店での普通預金口座の開設はおひとりにつき1口座に限ります。
- (4) 取引の開始にあたっては、だいしん未来支店専用テレホンバンキングサービス（以下「テレホンバンキングサービス」といいます。）に申込みれたものとします。

第3条 (取扱い制限)

この預金は、以下のお取扱いはいたしません。

- ① 少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱い
- ② この預金口座からの、各種料金等の自動支払い
- ③ この預金口座を給与、年金、配当金、および公社債元利金等の自動受取口座として指定すること
- ④ 総合口座としてのご利用
- ⑤ 普通預金のキャッシュカードにかかる代理人カードの発行
- ⑥ 普通預金のキャッシュカードにかかるデビット機能の付加
- ⑦ 普通預金のキャッシュカードによるPay-easy（ペイジー）口座振替のお取扱い

第4条 (取扱店の範囲)

この預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも、キャッシュカードを用いて、現金自動預入払出兼用機から、預入れまたは払戻しができます。また、当金庫と提携している金融機関の現金自動預入払出兼用機でもご利用できます。

第5条 (通帳の発行)

この預金の通帳は発行いたしません。

第6条 (証券類の受入れ)

この預金口座には、手形・小切手、配当金領収証その他の証券の受入れはいたしません。

第7条 (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金は原則として口座名義人本人からのみ受入れます。
預金口座の状態等で、振込金を受入れしない場合があります。
- (2) この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第8条 (預金の払戻し)

- (1) だいしん定期「センス」定期預金（以下「定期預金」といいます。）の初回預入れが完了するまで、この預金口座からの払戻しはできません。
- (2) この預金の払戻しは、キャッシュカードでの当金庫および当金庫提携金融機関等の現金自動預入払出兼用機による支払い、またテレホンバンキングサービスにもとづく振込みにより支払いします。
ただし、振込先は預金開設時に指定した口座（以下「振込先登録口座」といいます。）に限ります。
- (3) 定期預金への振替資金、また振込先登録口座への振込資金は、払戻請求書の提出なしに、この預金口座から引落しのうえ振替えるものとします。

第9条 (手数料)

各種手数料については、払戻請求書の提出なしに、この預金口座から引落しのうえ振替えるものとします。

第9条の2 (未利用口座管理手数料等)

- (1) 未利用口座
 - ① 2020年10月1日以降に開設した預金口座は、最終異動日（未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上一度も預入れまたは払戻しがない場合は、未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座管理手数料
 - ① 未利用口座管理手数料（以下「管理手数料」という。）は、前項の未利用口座が対象となります。
 - ② 管理手数料は、当金庫ホームページ等に別途表示します。
 - ③ この預金口座が未利用口座となり、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しができるものとします。
 - ④ 預金残高が管理手数料の額に満たずに、管理手数料の引落しが不能となった口座については、預金残高を管理手数料の一部としていただき、通知することなく解約することができるものとします。
 - ⑤ 一旦引落しとなり、お支払いいただいた管理手数料は、ご返却いたしません。
 - ⑥ 原則、管理手数料の領収書は発行いたしません。
- (3) その他手数料
 - ① この預金の取引に関する手数料が、改定または新設された場合にも、この預金口座から払戻請求書等によることなく、当該手数料の引落しができるものとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合は、当金庫はこの預金口座を解約することがで

きるものとします。

第10条 (利息)

この預金には、利息をつけません。

第11条 (取引の確認)

当支店では口座開設に伴う通帳の発行はいたしませんので、預入れまたは払戻しの確認はテレホンバンキングサービスを利用してください(60日以内、最新10取引の照会)。

第12条 (当金庫からの取引の通知)

- (1) 入出金があった場合は、大阪信用金庫アプリの通帳レス機能をご利用の場合を除き「普通預金入出金明細表のご送付について」(以下「入出金明細」といいます。)を、所定の方法で届出のあった氏名、住所にあてて郵送します。
- (2) 3月末現在で、お預け入れの普通預金、定期預金についてお取引の内容が一覧できる「『だいしん未来支店』お取引状況のお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)を、届出のあった氏名、住所にあてて郵送します。
- (3) 入出金明細、お知らせへの同一営業日における取引内容の記載順序につきましては、当金庫の定めるとおりとします。
- (4) 届出のあった氏名・住所にあてて郵送した入出金明細、お知らせが返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。

第13条 (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格および在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所、在留資格および在留期間その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

第14条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当支店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当支店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項の規定と同様に、直ちに書面によって当支店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当支店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第15条 (印鑑照合等)

- (1) 当支店と取引を開始する際には、口座開設の際に使用する印章（以下「お届け印」といいます。）により印鑑を届出てください。印鑑はお客様おひとりにつき一つのみ届出いただき、当支店預金取引において共通とします。
- (2) 各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第16条 (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第17条 (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 本条第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

第18条 (解約等)

- (1) この預金口座の解約は、テレホンバンキングサービスによるものとします。
- (2) 次の各号の規定の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第16条第1項の規定に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥ 前条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 前各号の規定に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の規定の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者（法人の場合はその代表者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者（法人の場合はその代表者を含む。）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的要求行為
 - B. 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することがで

きるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前4項の規定により、この預金口座が解約され残高がある場合、当該金額を振込先登録口座へ振込みします。また、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第19条 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第20条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項の規定により相殺する場合には、次の各号の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の書式に届出印を押印して直ちに当支店に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。

- ③ 本項第1号の規定による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 本条第1項の規定により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 本条第1項の規定により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 本条第1項の規定により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについての別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第21条 (規定の変更等)

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。

- (2) 前項の規定による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表

の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第22条（準拠法、裁判管轄）

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第23条（「だいしんお楽しみPOINTサービス」の取扱い）

この預金は「だいしんお楽しみPOINTサービス」の対象とはなりません。

以 上

(2020年10月改定)